

令和7年度奨学のための給付金について ～家計急変世帯向け案内～

制度の概要

高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、保護者の失職等を理由に家計が急変し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる見込みの世帯を対象に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

対象となる世帯

●以下の基準日時点で、次の1～4全てに該当している世帯

- ・令和7年7月1日までに家計が急変した場合は、令和7年7月1日が基準日
- ・令和7年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計急変が発生した月の翌月（家計急変が生じた日が月の初日である場合は、当月）の1日が基準日

- 1 生徒が高等学校等就学支援金・高等学校等学び直し支援金の対象である学校（特別支援学校の高等部を除く。）及び高等学校等専攻科修学支援金の対象である学校に在学していること
- 2 保護者（親権者）等の令和7年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されているが、家計が急変したことにより、令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる見込みの世帯
※家計急変の事由として、勤務先の経営悪化による解雇、自営業の廃業、災害被災、離婚に伴う保護者変更による収入減、傷病等があります。
※災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはなりません。
- 3 保護者（親権者）等が和歌山県内に住所を有していること
※保護者（親権者）等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。
- 4 生徒が高等学校等就学支援金・高等学校等学び直し支援金・高等学校等専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有する者であること

- 令和7年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯又は、令和7年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）である世帯は、通常申請でお申し込みください。

支給される金額

世帯区分	非課税世帯	
課程	全日制・定時制	通信制
令和7年7月1日までに家計が急変した場合	152,000 円	52,100 円
令和7年7月2日以降に家計が急変した場合	上記年額を 12 で割り、 基準日から 3 月までの月数を乗じた月割額	

※非課税世帯とは、家計急変により、保護者（親権者）等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる見込みの世帯をいいます。

※家計急変の事由により提出書類が異なるため、和歌山県文化学術課担当者まで一度ご相談ください。

着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要である場合（当該災害等につき1回に限る）	全日制・定時制・通信制	81,000 円
---	-------------	----------

※上記に関しては、「制服の再購入に係る誓約書」と「罹災証明書等」の提出が必要です。

申請に必要な書類

奨学のための給付金を申請するには、以下の書類が必要です。
対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請書類を提出してください。

(1)	和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）受給申請書（家計急変用）〔別記第1号様式の3〕
(2)	振込先の通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座番号、名義人などわかるもの） 通帳のない場合も、 <u>キャッシュカードやネットバンク等のアカウント口座情報画面等、上記口座情報が確認できるものを提出してください。</u>
(3)	家計急変世帯判定表 保護者（親権者）等について、記入例を参考の上、令和7年1月～12月中の所得の見込み額等を記入してください。 〈提出例〉 ・保護者が2名（父・母）で、母が所得税法上の控除対象配偶者で無収入の場合は、

	1名分（父）のみ提出してください。ただし、母が申請時に無収入でも、令和7年1月以降で収入があれば、母の分も提出してください。 ・保護者が2名（父・母）で、2名とも所得税法上の控除対象配偶者ではない場合（共働き等）は、2名分（父・母）を提出してください。
(4)	保護者（親権者）等の家計急変の発生事由を証明する書類 ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出、罹災証明書、戸籍謄本（離婚の事実がわかるもの）、医師の診断書 等
(5)	家計急変前の収入を証明する書類 保護者（親権者）等全員の ・令和7年1月から申請日までの所得が分かるもの（給与明細書等） ・令和7年度（令和6年分）課税証明書
(6)	家計急変後の収入を証明する書類 （給与所得者の場合） ・会社作成の給与見込 等 （自営業の場合） ・税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等
(7)	保護者（親権者）等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類 ・扶養親族分の健康保険証の写し ※所得税法上の扶養親族に限ります。 ※被保険者の記号・番号の記載がある場合は、マスキングしてください。
(8)	保険証提出台紙（扶養誓約書） ※申請書表面「1 申請についての確認事項」で、②にチェックをした場合のみ提出してください。 ※詳細は記載例を御確認ください。

申請期限

●申請期限

令和7年12月26日（金）まで（当日消印有効）

●提出先

対象生徒の在籍する学校

※ 各学校の案内に従って申請書類を提出してください。

※ 申請を希望する場合、家計急変の状況に応じて提出書類が異なりますので、県の間合せ先まで事前にご相談ください。

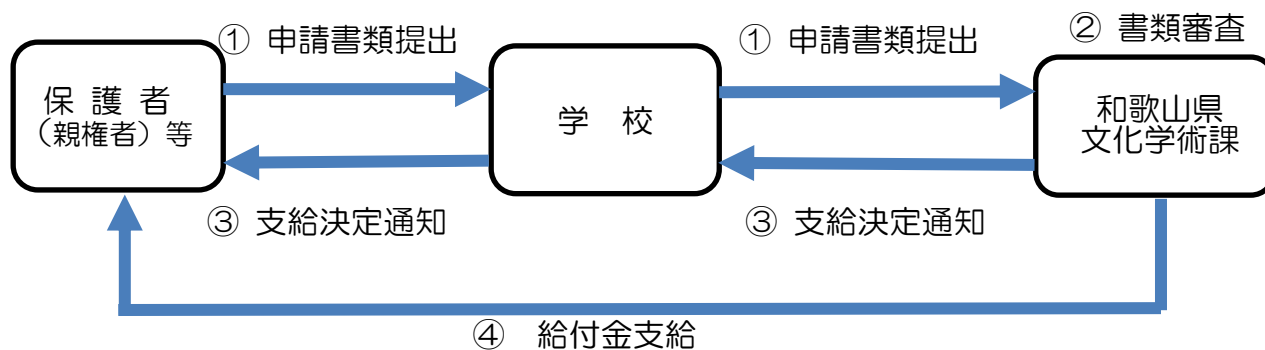
〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 奨学給付金担当あて

申請から給付金の受取りまでの流れ

- ① 保護者（親権者）等は学校へ申請書類を提出、学校は申請書類を取りまとめて県へ提出
- ② 県にて書類審査
- ③ 認定結果については、学校を通じて、保護者（親権者）等へ通知
- ④ 県から支給決定を受けた保護者（親権者）等の口座へ給付金を入金



●支給時期

家計急変分の支給時期は、令和8年1月以降を予定しています。

（お願い）

振込日に関するお問い合わせをいただきますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別の学校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

留意事項

●家計急変における収入見込みの確認について

申請手続後、審査途中で保護者（親権者）等の年収見込額に変わりがないか確認を行う場合があります。申請後に年収見込額に変更があった場合は申し出てください。

●支給先の口座情報について

申請書類の提出前に、『令和7年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いいたします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者様から申請口座に関するお問い合わせをいただくことがありますが、個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和7年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

●偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとし、又は受給したとき及び明らかに給付金を支給の目的以外の目的に使用したと認められるときは即時返還していただきます。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班
電話番号 073-441-2098